泰日工業大学交換留学生候補者募集要項

東北学院大学国際交流部

1. 交換留学について

交換留学は、本学が学生交換協定を締結している大学へ半年または1年間留学する制度です。

- (1) 留学期間は本学の在学期間として扱われます。休学ではありません。
- (2) 留学先大学で修得した単位は、所属学部が承認した場合、本学の修得単位に認定されます。
- (3) 留学中は、本学の学生納付金を納入しますが、留学先大学の授業料は免除となります。 ※渡航費、生活費(住居賃貸費用、食費、光熱水費等)、海外旅行保険、教科書代などは自己負担となります。 その他、オリエンテーション費、語学研修費、現地健康保険料などが必要な場合もあります。
- (4) 東北学院大学海外留学生奨学金制度に申請することができます。

2. 出願条件

- (1) 留学開始時点で本学に1年以上在学していること。
- (2) 留学前年度までに<u>次の単位数以上</u>を修得していること。学部2年生:31単位、3年生:62単位、4年生:93単位、大学院生:16単位
- (3) 留学先大学の語学及びその他の要件を満たしていること。

3. 留学先及び留学期間

留学先:泰日工業大学(泰日国際学院 https://tnic.tni.ac.th/)

※履修科目は https://reg.tni.ac.th/registrar/home.asp?lang=2 の Course Search 参照

留学期間: ①第1セメスター(6月~10月)

②第2セメスター(11月~3月)、

③第1・第2セメスター(6月~翌年3月)

4. 出願方法

次の学内選考出願書類を提出期限までに国際交流課に提出してください。

<出願書類>

- ① 東北学院大学派遣交換留学願書
- ② 派遣交換留学出願のための確認及び同意書
- ③ 派遣交換留学志望理由書(英文・書式自由) A4サイズ×1枚
- ④ 成績通知書 *成績証明書ではありません。

最新の成績通知書を My TG でダウンロードし、プリントアウトしてください。

⑤TOEFL iBT 35 点以上

※出願時に受験済みで結果を待っている学生は、受験したことがわかる書類(受験票、試験料の領収書など)の写しに、結果が出る予定日を記入して提出してください。なお、検定試験結果が語学要件を満たさなかった場合は選考されません。

※①及び②は東北学院大学ホームページの国際交流課のページからダウンロードしてください。 (ダウンロード https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/global/abroad/exchange.html)

< 出願締切>

留学期間①・③: 留学前年度の11月1日(休日の場合は次の平日) 留学期間②: 留学年度の4月1日(休日の場合は次の平日)

5. 選考試験、結果通知

①選考試験:出願受付後、詳細を出願者の大学 G メールアドレスに連絡します。

②結果通知:郵送にて通知いたします。送付予定については選考試験日にお知らせします。

国際交流課のアドレス (ico@mail.tohoku-gakuin.ac.jp) からのメールを受信できるようにご自身のアカウント設定を確認してください。

6. 東北学院大学海外留学生奨学金について

交換留学生及び認定留学生を対象とし、本学の建学の精神を体し学業成績および人物優秀である学生に給付されます。

7. 出願に際しての注意(重要)

以下を読み、必ず理解した上で出願してください。

- (1) 学内選考試験では、本学から協定校に推薦する交換留学生候補者を選考します。留学は、協定校の受入許可により決定しますので、学内選考の結果は留学の機会を約束するものではありません。
- (2) 十分な意思を持って出願し、あとで辞退することのないように注意してください。学内選考により交換留学生候補者として決定したあとの辞退は、他の学生の留学機会を奪うことになります。
- (3) 出願する前に本学所属学科のカリキュラムをよく確認し、留学した場合に本学の履修計画にどのような影響があるか考えてみてください。

留学する年次によっては、本学での必修科目を履修できず、その結果、卒業要件を4年間で満たせない場合があります。出願に際し、まずは留学を含めた卒業までの履修計画を立ててみて、その内容を教務課(学務係)の窓口で相談し、正しい理解のもとで計画できているか確認してください。

(4)新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されることから、留学開始2ヶ月前の月の1日時点における外務省の感染症危険情報レベル等により、派遣交換留学を中止する場合があります。

※外務省海外安全ホームページ参照 https://www.anzen.mofa.go.jp/

また、新型コロナウイルス感染症の危険以外にも、その他の伝染病の流行、自然災害、政治情勢等により外務省から危険情報が発表されるような場合、その危険レベルによっては渡航直前あるいは渡航後の留学中止が余儀なくされます。そのような状況では、大学の指示に従い速やかに留学を中止し、帰国することになります。ビザ取得等の渡航前に発生する留学準備費用を含め、中止に伴う一切の費用は自己負担となります。渡航前・留学中に中止となる可能性および経済的負担についても十分考慮した上で出願してください。

※留学実施基準の詳細は、本学「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る派遣交換留学の実施ガイドライン」(https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/global/abroad/pdf/abroad/covid-19.pdf) を参照してください。

- (5)新型コロナウイルス感染症等の影響により、留学先での授業が全てオンラインでの実施となり、 対面での交流が一切行えないことも予想されます。
- (6) 留学には保護者の理解と協力が必要です。留学により考えられるリスクも含め、保護者と十分に話し合う機会を必ず設けてください。話し合いで生じる疑問は、どんなことでも国際交流課に問い合わせ、出願前に解消してください。

<問合せ・提出先> 東北学院大学国際交流課 ico@mail.tohoku-gakuin.ac.jp 土樋キャンパスホーイ記念館 2 階 (022-264-6425) / 泉キャンパス 1 号館 3 階 (022-375-1243)